

## 「住宅リフォーム事業者団体登録」へ

登録申請条件の100社に向けて応募資格要件緩和・追加し、傘下のリフォーム事業者を再募集

消費者がリフォーム業者を安心して選べる環境整備を目的に、リフォーム事業者団体を国が登録する「住宅リフォーム事業者団体登録」のため日装連は新たな団体の立ち上げに賛同する傘下の事業者を募集している。目標の100社をクリアすべく資格要件を緩和・追加しての再募集。

日本室内装飾事業協同組合連合会(日装連)では、国土交通省が所管する「住宅リフォーム事業者団体」への登録を企図した新たな一般社団法人の設立に賛同する傘下のリフォーム事業者を募集していたが、このほど、応募資格要件を緩和および追加して再度の募集を行っている。

国交省への登録申請に際しては100社以上でという条件があり、前回の募集では全国で97件とわずかに及ばなかった。このため、日装連サイドで応募の資格要件を検討、⑨の要件として「3つ以上満たすこと」としていた箇所を「2つ以上」に緩和、資格にはマンションリフォームマネジャーとキッチンスペシャリストを追加し、さらに「在籍の対象者は正社員、非正規社員及び専属(本人仕事量の50%以上)の技能者」の一文を追加した上で再度応募を呼びかけている。

この制度は、消費者が安心かつ公平にリフォーム業者を選べる環境を整備するため国がリフォーム事業者団体を登録するもので、平成26年9月に創設された任意制度。住宅リフォーム事業の健全な発展と消費者が安心してリフォームできる環境の整備を図ることを目的としている。

しかしながら、日装連のような連合会方式の団体は、各会員への伝達・指導体制が直接取れないとの理由から登録できないとされている。このため、日装連では、新たな一般社団法人を立ち上げ「住宅リフォーム事業者団体」として登録することを目指すべく、これに賛同し加盟を希望する傘下の会員募集に乗り出した。

団体登録されれば、全国統一の「住宅リフォーム事業者団体」ロゴマークが使用でき、優良事業者として認知、消費者の信頼度アップなどのメリットがある。

応募資格要件は次の通り

- ① 住宅リフォーム事業者団体登録制度に賛同していること。
- ② 正組合員であること。
- ③ 建設業許可取得者。
- ④ 会社設立から三年以上経過しており、経営状態は良好であること。
- ⑤ 入会金3万円、年会費2万4千円を払えること。
- ⑥ 実態調査(リフォーム売上等)に必ず回答できる。
- ⑦ リフォーム瑕疵保険登録事業者であること、または登録の意思があること。
- ⑧ 建設業において過去2年間、営業停止処分などを受けていないこと。
- ⑨ 次の要件を2つ以上満たすこと。

【在籍の対象者は正社員、非正規社員及び専属(本人仕事量の50%以上)の技能者】

A=1級または2級建築士が在籍している。

B=1級または2級施工管理技士が在籍している。

C=内装仕上げに関する1級技能士が在籍している。

D=インテリアコーディネーターが在籍している。

E=登録内装仕上工場基幹技能者が在籍している。

F=日装連内装士が在籍している。

G=増改築相談員が在籍している。

H=マンションリフォームマネジャーが在籍している。

I=キッチンスペシャリストが在籍している。

問い合わせは、東装協事務局(電話)03-3503-0057 まで。

東京室内装飾新聞(第619号)より引用